

北海道告示第10727号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年4月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

（1）契約の目的の名称及び数量

北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）歴史文化・観光に関する展示等製作・設置業務 一式

（2）契約の目的の仕様等

別途閲覧に供する仕様書及び設計図書のとおり

（3）契約期間

契約締結の日から令和7年6月30日まで

（4）履行場所

北海道札幌市

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道告示第10726号に規定する北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）歴史文化・観光に関する展示等製作・設置業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部イノベーション推進局財産課

4 入札執行の場所及び日時

（1）入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階第3研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部イノベーション推進局財産課）

（2）入札日時 令和6年5月31日（金）午前11時（送付による場合は、同年5月30日（木）までに必着）

（3）開札場所 （1）に同じ

（4）開札日時 （2）に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

（1）契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

（2）契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

（1）地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規

定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わぬことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部イノベーション推進局財産課
イ 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電話番号 011-204-5055

(6) 前金払

契約金額の3割に相当する額以内を前金払する。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払を1回行う。

(9) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(10) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期があることがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができるとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。